

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該契約に係る令和 8 年度本予算が成立し、予算示達  
がなされることを条件とするものである。

令和 8 年 3 月 2 5 日

契約担当官

小笠原総合事務所長 木本 光彌

### 1 一般競争に付する事項

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| (1) 調達案件の名称 | 父島宿舎 101 号室居室改修工事       |
| (2) 調達案件の概要 | 入札説明書による                |
| (3) 履行期限    | 令和 9 年 3 月 3 1 日まで      |
| (4) 履行場所    | 東京都小笠原村父島字清瀬父島宿舎 101 号室 |
| (5) 入札金額    |                         |

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）については、「建設工事」における「建築工事業」の等級区分が「C」又は「D」に登録されている者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 競争入札資格を確認するための資料等提出期限  
令和 8 年 4 月 6 日（月） 17:00

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先  
〒100-2101  
東京都小笠原村父島字東町  
小笠原総合事務所総務課（小笠原総合庁舎 2 階）  
電話 04998-2-2245
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

令和8年3月25日（水）から令和8年4月3日（金）までの  
9：00～12：00、13：30～17：00（土、日、祭日除く。）  
小笠原総合事務所総務課（小笠原総合庁舎2階）

(3) 入札説明書の交付方法

書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。

(4) 入札書の受領期限

令和8年4月10日（金）17：00まで  
（郵送の場合は受領期限までに必着すること。）

(5) 開札の日時及び場所

令和8年4月13日（月）10：00～  
小笠原総合事務所会議室（小笠原総合庁舎2階）

#### 4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

① 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第86条の調査を行うものとする。

以上 公告する。

## 入札説明書

- 1 件名 父島宿舎 101 号室居室改修工事
- 2 競争入札資格を確認するための資料等提出期限  
令和8年4月6日（月） 17：00  
（競争入札資格確認通知は期限後1週間以内に行う。）
- 3 入札書の受領期限  
令和8年4月10日（金） 17：00まで  
（郵送の場合は受領期限までに必着すること。）
- 4 開札の日時及び場所  
日時 令和8年4月13日（月） 10：00～  
場所 小笠原総合事務所会議室（小笠原総合庁舎2階）
- 5 契約期間・場所  
期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで  
場所 東京都小笠原村父島字清瀬 父島宿舎101
- 6 作業方法 仕様書による。
- 7 支払条件 作業完了確認後、請求書を受領してから30日以内に支払いを行う。
- 8 入札書・委任状
  - （1）様式は別紙による。
  - （2）代表者以外の入札者は、委任状を提出すること。
  - （3）入札者又はその代理人は、上記2の指定日時までに競争参加資格を証明する書類（資格決定通知書の写し）を提出すること。
- 9 説明書等配布書類
  - ・入札説明書
  - ・入札書及び委任状
  - ・仕様書及び図面
  - ・契約書（案）
  - ・入札心得書
- 10 連絡先  
小笠原総合事務所総務課 電話：04998-2-2245

以上

# 入札書

令和8年 月 日

契約担当官

小笠原総合事務所長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

(代理人名)

(印)

1 入札金額 ¥ \_\_\_\_\_

(参考)

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満端数切り捨て）

¥ \_\_\_\_\_

2 入札件名 父島宿舎101号室居室改修工事

3 入札条件 契約書及び仕様書その他一切契約担当官の指示のとおりとする。

上記のとおり入札いたします。

※押印を省略する場合は、右欄に○を記入し、以下について記載してください。

本件責任者氏名 :

本件責任者連絡先 :

本件担当者氏名 :

本件担当者連絡先 :



# 委任状

令和8年 月 日

契約担当官

小笠原総合事務所長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

## 記

1 受任者

印

2 委任事項 小笠原総合事務所において実施される「父島宿舎 101 号室居室改修工事」の入札に関する一切の権限

3 委任期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

※押印を省略する場合は、右欄に○を記入し、以下について記載してください。

本件責任者氏名 :

本件責任者連絡先 :

本件担当者氏名 :

本件担当者連絡先 :



## 仕 様 書

1. 件 名 父島宿舎居室改修工事
2. 工事場所 東京都小笠原村父島字清瀬父島宿舎101
3. 工事種目 1. 建物 1) 改修一式
4. 工事期限 令和9年3月31日
5. 仕様等 (1) 工事概要

父島宿舎101号室において以下の改修を行うもの

- ① 居室2部屋のフローリング化・壁紙汚損箇所の修復
- ② ドア・網戸・雨戸の取替
- ③ 台所流し台交換及びフローリングの張替交換
- ④ 洗面台取替
- ⑤ 浴室改修・ユニットバス化

### (2) 工事内容

- ① 居室2部屋のフローリング化
  - ・現在和室となっている2部屋（別添1父島宿舎居室平面図（以下別添1）参照）についてフローリング化を実施する。なお境界部分のほりについては既存のままとすること。フローリング化については公共建築改修工事標準仕様書19章内装工事5節フローリング張りの基準を参照すること。
  - ・既存壁紙の劣化箇所（例：別添1参照）について損傷箇所ある部屋において壁紙の塗り替えを行うこと。
- ② ドア・網戸・雨戸の取替
  - ・現在設置されているドア・網戸・雨戸について取替交換（別添1参照）を行うこと。
  - ・ドア・網戸・雨戸については小笠原の環境を踏まえた塩害や風雨に耐えられる製品とすること。※なお、ドア・雨戸については既設置製品と同等以上の規格・性能を有する製品の見積書も可とする。
- ③ 台所流し台及び吊り台の交換
  - ・既設置の流し台及び上部の吊り台について、取替を行うこと。なお、流し台については既設置設備よりも同等以上の規格・性能を有する製品とすること。
- ④ 洗面台交換
  - ・洗面台の交換および交換に伴う配管等の修繕※既設置製品と同等以上の規格・性能を有する製品の見積書も可とする。それらが分かるカタログを添付すること。
- ⑤ 浴室改修・ユニットバス（以下UB）化
  - ・既設置の浴槽・湯沸器について撤去すること。
  - ・UBの取合い設置を行うこと。
  - ・UB設置に伴う湯沸器の設置及び配管の整備をおこなうこと
  - ・UB設置等に伴う床及び壁の研りを除去し、新設すること。
  - ・UB設置等に伴う浴室入り口扉及び窓枠について調整を行うこと。
  - 浴室網戸については新設すること。

### (3) その他

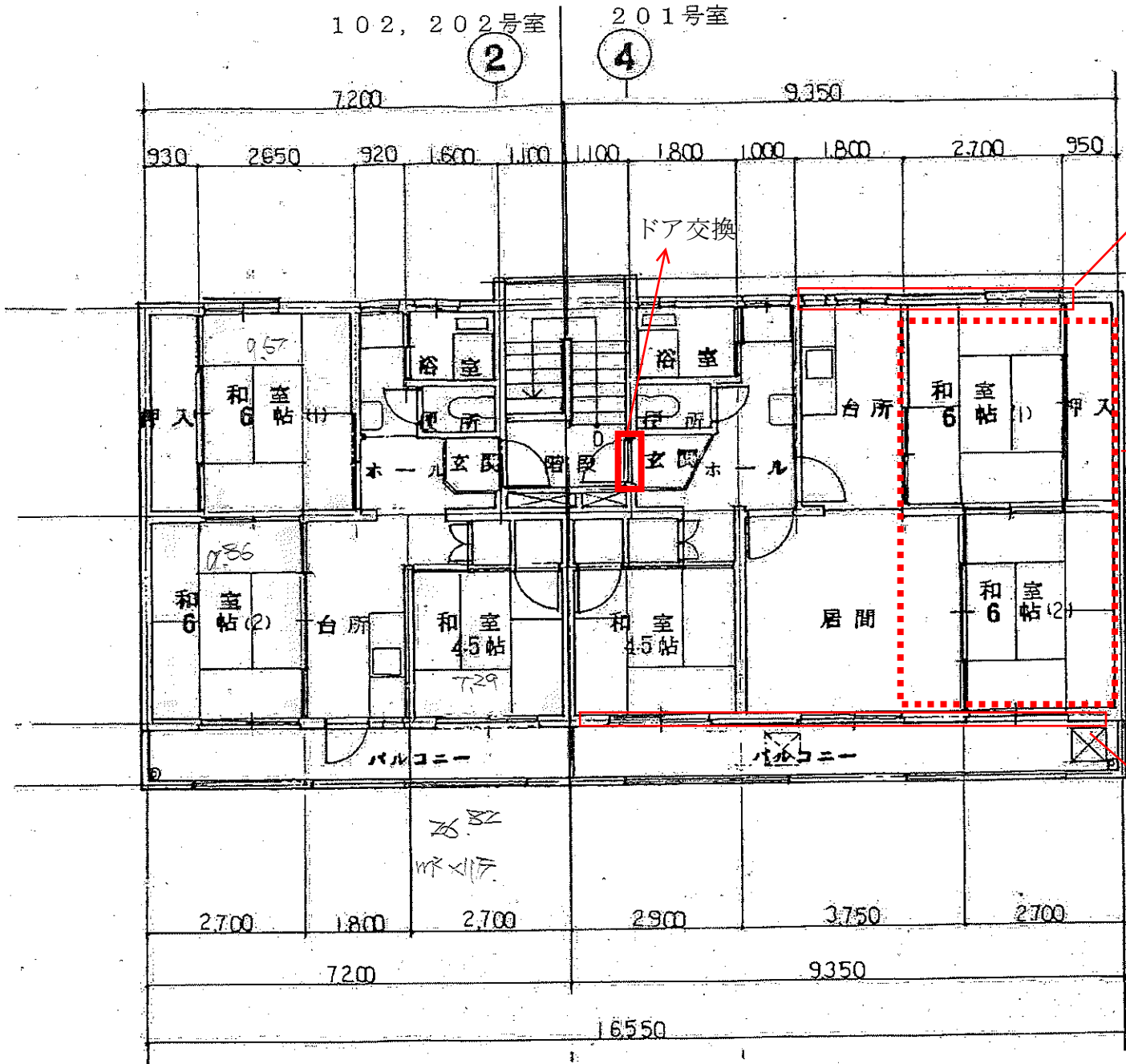
図面及び本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、改修標準仕様書」という。）を適用する。

6. その他
- (1) 本契約に基づく必要部材についてはすべて、請負者で準備すること。
  - (2) 業務上知り得た秘密を第三者に漏えいしないこと。
  - (3) 施工に当たっては、天井・壁・床等、必要な養生を行い、通行人等に支障がないように危険防止について十分注意すること。
  - (4) 施工に伴い発生した廃材、ゴミ等の処分については、関係法令等に従い適切に処理すること。
  - (5) 本契約に基づく作業の実施に当たり、法令等の規定により資格者を要するものについては、当該資格を有する者が当たること。
  - (6) 本契約に基づく作業により、集会室及び各設備に損傷を生じ、又は第三者に損害を与えた場合は、請負者が損害賠償の責を負うものであること。なお、請負者の責に帰すべきでない場合は、この限りではない。
  - (7) 本契約に基づく作業における作業員の安全衛生等の確保については、請負者の責任において行うこと。特に父島外から作業員を派遣する場合には島内の滞在施設の確保が必要であること等、小笠原諸島の特殊性を十分に承知したうえで行うこと。
  - (8) 本仕様書に定めのない事項で、施工に当たって疑義が生じた場合には、主管課と協議すること。
  - (9) 工事の着手届の提出のほか、完了時に完了届を作業前、作業中及び完了の写真を添え提出し検査を受けること。

以上

# 父島宿舎

AM 9:00  
PM 16:00  
作業時間



網戸の交換

ドア交換

破線部内和室2部屋のフローリング化

雨戸及び網戸の交換

③  
②  
①

収入  
印紙

## 工事請負契約書

- 工事名 父島宿舎 101 号室居室改修工事
- 工事場所 東京都小笠原村父島字清瀬 父島宿舎 101 号室
- 工期 自 契約締結日の翌日  
至 令和年月日
- 請負代金 金 ●●●, ●●●, ●●●円  
(うち地方消費税額を含む消費税額 ●●●, ●●●円)
- 請負代金の支払い 作業完了後一括払い

上記工事について、発注者 契約担当官 小笠原総合事務所長 木本 光彌 を甲とし、  
請負者 株式会社●●●● 代表取締役 ●● ●● を乙として次の条項により請負契  
約を締結する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 8 年●●月●●日

発注者 (甲)

住所 東京都小笠原村父島字東町  
氏名 契約担当官 小笠原総合事務所長 木本 光彌

請負者 (乙)

住所 ●●●●●  
氏名 株式会社●●●●● 代表取締役 ●● ●●

(信義誠実の原則)

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(総則)

第2条 乙は、別添図面及び仕様書（現場説明書も含む。以下同じ。）に基づき、頭書の請負代金をもって頭書の工事期間内に頭書の工事を完了しなければならない。

2 図面及び仕様書に明示されないもの又は図面と仕様書とが相互に符合しないものがあるときは、甲乙両者協議して定めるものとする。

3 乙は、図面及び仕様書に基づき工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙はこの契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行について工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

(下請負者の通知及び交替)

第5条 乙は、下請負者を決定したときは、直ちに、当該下請負者の名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙が決定した下請負者について、甲が工事施工上適切でないとした場合には、乙は甲の請求により下請負者を交替させなければならない。

3 乙は、前項の規定により下請負者を交替させたときは、当該下請負者の名称及び氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、工事の施工に特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(監督職員)

第7条 甲は、監督職員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。また、監督者を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書及び仕様書の条項に定めるものの他、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議。

(2) 工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査。

(現場管理人)

第8条 乙は、この工事の施工について、自己の代理人（以下「現場代理人」という。）を定めたときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 乙又は現場代理人は、工事現場に常駐し、工事現場の取締り及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

(乙の請求による工期延長)

第9条 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良等乙の責めに帰することができない理由その他正当な理由により、工期内に工事を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を明らかにした書面により工期の延長を求めることができる。ただし、その延長日数については甲の認定するところによるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 乙は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを

負うものとする。ただし、甲の責めに帰する理由による場合においてはこの限りではない。

(竣工検査)

第11条 乙は、工事が完成したと認められたときは、所定の様式による竣工届を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の届出があったときは、当該届出を受理した日から14日以内に甲の任命する検査職員に検査を行わせるものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、検査職員の指示するところにより遅滞なく修補等を行い、甲に再検査願いを提出し、再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期間については前項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第12条 乙は、前条の規定により検査に合格したときは、所定の手続きに従い書面により請け負い、代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

3 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、甲がその理由を明示してこれを乙に返付し、是正を求めたときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は、前項の期間に算入しない。

(履行遅延による損害金)

第13条 乙の責めに帰すべき理由により、頭書の工期内に工事を完成することができないため、乙から工期の申請があった場合において、延長申請に係る工期内に、これを完成する見込みがあると認められるときは、甲は、乙から損害金を徴して工期を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額につき、遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額とする。

(検査の遅延)

第14条 甲が、責めに帰する理由により、第11条第2項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は、第12条第2項の期間の日数から差し引くものとする。

(遅延利息)

第15条 甲がその責に帰すべき理由により、第12条第2項に定める期間（前条に該当したときは、その経過日数を差し引いた期間）内に請負代金を支払わないときは、甲は当該期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に規定する財務大臣の定める率で計算した金額を支払うものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに頭書の着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なしに工程表を提出しないとき。
- (4) 第4条の規程に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲が、前項の規定により契約を解除したときは、乙は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。ただし、当該違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 第16条の規定に基づき、甲がこの契約を解除したことにより甲に損害が生じたときは前項の規定を準用する。

(契約外の事項)

第18条 この契約の定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、東京地方裁判所とする。

(費用の負担)

第20条 本契約書作成に要する費用は乙の負担とする。

## 入札心得書

### (総則)

第1条 父島宿舎101号室居室改修工事に係る競争入札(一般競争及び指名競争をいう。)を行う場合においては、入札者は会計法、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)、契約事務取扱規則及びその他の法令に定めるもののほかこの心得の定めるところに従わなければなりません。

### (契約締結)

第2条 落札者が落札者側を責とする理由から、落札決定の日から3日以内に契約を締結しないときは、その落札を無効とすることがあります。

### (入札等)

第3条 入札者は、仕様書、契約書(案)及び添付書類等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約書(別添1)を承諾のうえ、入札して下さい。仕様書、契約書(案)及び添付書類等について疑義があるときは、入札事務担当職員の説明を求めることはできますが、入札後これら全部又は一部について、不明を理由として異議を申し立てることはできません。

2 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額(総額)を入札書に記載して下さい。

3 入札者は、入札書を別紙の書式により作成し封かんのうえ、入札者の氏名及び入札する件名を表記し、公告又は通知書に示した場所及び日時までに入札箱に投入しなければなりません。

4 入札者は、代理人をして入札させるときは委任状を持参させ、入札前に必ず委任状を入札事務担当職員に提出させなければなりません。

5 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

6 入札者は、その提出した入札書を、その理由の如何に関わらず、引き換え、変更し又は取り消しすることができません。

### (入札参加の取りやめ)

第3条の2 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができます。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とします。

2 前項の場合において、指名を受けた者は、入札辞退届(様式1)を作成の上、契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとします。ただし、これによることのできない場合、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとします。

(公平な入札の確保)

第3条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札等を意図的に開示してはなりません。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(開札)

第5条 開札は、公告又は通知書に示した場所及び日時に、入札者を立ち合わせて、その面前で行います。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札します。この場合、入札者は異議を申し立てることはできません。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札書の提出期限後に到達した入札

(3) 委任状を提出しない代理人のした入札

(4) 記名を欠く入札

(5) 金額訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとします。

一 予決令86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき

二 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

(落札者の決定)

第7条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、次の各号の一に該当すると認められるときは、最低の入札者を落札者としません。

(1) 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不  
適当であると認められるとき

2 前項ただし書きの場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他  
の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者  
がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行います。ただし、  
再度の入札は原則として1回を限度とします。

2 再度の入札をしても落札者がいない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に  
よる随意契約には移行しません。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該  
入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これ  
に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。この場合、くじを引かない  
者は異議を申し立てることができません。

以 上

様式 1

入札辞退届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

契約担当官

国土交通省 小笠原総合事務所長 殿

別添

### 暴力団排除に関する誓約書事項

当社は（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについては、入札書の提出をもって誓約します。

### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している

以上